

令和6年9月玉川村議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第50号 玉川村複合型水辺施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 3 議案第51号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第52号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 5 議案第53号 玉川村指定金融機関の指定について

日程第 6 議案第54号 玉川村公の施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第55号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第56号 令和6年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第57号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第58号 令和6年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第59号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第60号 消防小型動力ポンプ積載車（軽車両）及び小型動力ポンプ売買契約の締結について

出席議員（１２名）

1 番	小 針 善 誠 君	2 番	堀 越 美 保 君
3 番	佐久間 福 男 君	4 番	円 谷 兼 一 君
5 番	岩 谷 幸 雄 君	6 番	大 羅 将 君
7 番	須 藤 安 昭 君	8 番	林 芳 子 君
9 番	飯 島 三 郎 君	10 番	三 瓶 力 君
11 番	石 井 清 勝 君	12 番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 越 健 一	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塩 澤 春 美 君
健康福祉課長	坂 本 敬 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	小 針 武 彦 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に質問を許します。

◇ 堀 越 美 保 君

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員の発言を許します。

2番、堀越美保議員。

〔2番 堀越美保君登壇〕

○2番（堀越美保君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました件について質問をさせていただきます。

村営住宅の現状と今後の管理方針等についての質問でございます。

村が管理している村営住宅については、一部老朽化が進み、修繕箇所が増加や古い造りであるため現在の生活習慣に適応したリフォームが必要となっていると感じる住宅もあり、さらには今後、解体を検討されている住宅もあると思われます。実際に、ある住宅の入居者に

話を伺う機会があり、その方が言うには、現在住んでいる住宅は古くなってきており、近い将来、別の住宅に移ってほしいと役場の職員に言われたことがあるとのことでありましたので、村営住宅の現状と今後の管理方針等について次のとおり伺います。

1、村が管理する住宅戸数と入居戸数、令和6年7月末時点についてお伺いします。

2、現在、村営住宅には空き部屋が多く見受けられます。毎月、共益費を各棟にいる管理人が徴収、管理し、浄化槽の清掃や維持管理費、共用部分の電気代などに充てており、空き部屋が多くなると1部屋当たりの負担が大きくなるのは必然であり、入居者数によって金額に差が生じるとの不公平が生じていることから、入居者が少ない棟への助成を行う考えはあるかお伺いいたします。

3、集落排水の整備が進んでおりますが、将来的に村営住宅も集落排水へ接続する考えはあるかお伺いします。

4、現時点で解体する方針の住宅があれば、その住宅名と解体予定年度についてお伺いいたします。

5、解体される村営住宅から、ほかの村営住宅に移転を余儀なくされる場合、引っ越しに関わる費用の助成の有無と内容についてお伺いいたします。

6、村営住宅は古いところで建築後40年以上経過しており、玉川団地でも35年以上経過しているものもあります。構造上、湿気によるカビの発生が多く見られることから、窓を開けての換気をしたくても網戸が設置されていないため、窓を開けての換気が難しい現状であります。設備の面で、少しでもカビの発生を防止するため、網戸の設置ができないかお伺いいたします。

7、入居する住宅によって浴槽の設置業者が決まっているようですが、業者によってはリース契約を行わないなど対応が異なっているようであります。業者間の差は入居者の負担増にも関わってくるので、一定のルールの下で公平性を保つ必要があると考えますが、村の考えをお伺いいたします。

8、入居時に浴槽を持ち込まなければならないことは、今の生活スタイルに合っているか疑問であります。そして、持ち込む必要があるバランス釜は使用上、温度や水量の設定ができず、高齢者などにとって使いにくい仕様のため、浴槽を備え付ける考えはあるかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日は玉川第一小学校6年生の皆さん、そして中松寿会の皆様をはじめ、多くの皆様方に9月定例会の傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

それでは、2番、堀越議員のご質問にお答えをいたします。

村営住宅の現状と今後の管理方針等についてであります。2点目の入居者が少ない棟への共益費等の維持管理費の助成につきましては、現在、村営住宅の各棟において、浄化槽の清掃や共用部分の電気代などを入居されている方々に負担していただいております。

近年、村営住宅の空き室が増加しており、議員ご指摘のとおり、団地ごとの入居者の負担に差が生じ、共益費の負担増となっていることは認識しておりますが、共益費は村営住宅の管理条例により入居者の負担としておりますので、現段階におきまして助成は考えておりません。

4点目の現時点で解体する方針の村営住宅につきましては、令和3年3月に策定した玉川村公営住宅等長寿命化計画において、川辺住宅、北ノ宿住宅の2か所の村営住宅を除却することとしております。川辺住宅につきましては、現在、入居者がいない状況となっており、令和7年度に実施計画を策定し、令和8年度に除却する予定としております。また、北ノ宿住宅につきましては、現在、入居者がおりますので、状況を見ながら実施していくこととしております。

5点目の解体に伴う引っ越し費用の助成の有無と内容につきましては、本年6月、村営住宅用途廃止事業に伴う入居者の移転に関する要綱を制定し、用途廃止に伴い移転を余儀なくされる入居者への助成を行うこととしております。その内容については、移転に係る移転料を規定に基づき交付するほか、他の村営住宅に移転することにより負担する家賃が増加した場合は、一定期間家賃の減額をすることとしております。

6点目の網戸の設置につきましては、それぞれの村営住宅を建築する際、仕様に網戸の設置が入っておりませんでした。現在、網戸が設置してある住居もありますが、入居者が必要であるため自らが費用を負担し設置したものであり、設置していない住居へ公費負担で設置することは現時点では考えておりません。

7 点目の村営住宅の浴槽設置につきましては、建設時から標準装備されている玉川団地 6 号棟を除いては、規定に基づき入居者自らがリースや買取りにより設置、利用されるよう説明し、了承された場合のみ入居の許可をしております。その場合、契約等については業者と入居者の間で直接行われておりますので、負担額に差があることも入居者は承知の上であり、村としては、現時点において現制度の改正は考えておりません。

8 点目の村が浴槽を備え付けることにつきましては、前述の玉川団地 6 号棟を除く全ての村営住宅は、規定により入居者が浴槽を設置することになっていますので、現段階において村による設置は考えておりません。

その他のご質問につきましては、地域整備課長から答弁をさせますので、ご了承を願います。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） お答えします。

1 点目の村が管理する住宅戸数と入居戸数につきましては、令和 6 年 7 月末時点における村営住宅戸数は 176 戸で、入居戸数は 121 戸であります。

3 点目の農業集落排水への接続につきましては、当初計画においても村営住宅は接続する計画となっておりますので、管路布設状況を踏まえ、一部の住宅を除き順次接続することとしております。

○議長（小針竹千代君） 2 番、堀越美保議員。

○2 番（堀越美保君） 2 番の共益費が棟ごとに管理され、棟ごとの繰越金のばらつきや管理人が毎年変わるとのことで、不慣れな中での管理は負担が大きいと聞きます。管理人に任せたり任せきりにせず、村が間に入って助言をするなど対応をお願いいたします。

3 番の答弁について再質問させていただきます。

集落排水の接続を予定している住宅について、具体的にいつ頃かお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 堀越議員の再質問にお答えいたします。

各団地の接続時期につきましての質問でございますが、玉川団地と開山住宅、こちらの接続につきましては、現在、整備している農業集落排水事業、玉川地区のエリア内にあります。どちらの村営住宅につきましても、そのエリアの一番外側に位置しておりますので、接続にはもう少し時間がかかると考えております。

管路を布設しながら接続エリアを順次拡大していきますので、接続できる時期になりまし

たらば、入居者の皆様にもお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 分かりました。

続いて、4つ目の質問について再質問させていただきます。

北ノ宿住宅について、状況を見ながら実施とのことですが、おおよその時期が分かるか伺いたいします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 堀越議員の再質問にお答えいたします。

北ノ宿住宅の解体スケジュールが分かればというところでございますが、北ノ宿住宅の解体の時期につきましては、川辺団地の除却後に取りかかることになると思います。川辺住宅のスケジュールと同じように進めれば、入居者を新たな場所に入居させながら、おおよそ3年から4年で除却、取壊しができる予定であります。また、補助事業により国や県に要望し、手続しながら進めていきますので、川辺団地の除却後、速やかに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 川辺住宅の後、順を追うということで理解いたしました。

この後は私の要望として話をさせていただきます。⑤番の質問につきましては、引っ越しに関わる助成があること、期間を設けた家賃の減額補助があるということでしたので、そのことであれば入居者の方も安心されると思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

6つ目の質問につきまして、網戸の設置は考えていないということでしたが、村営住宅は3LDK、3DKなど部屋数が多い割にエアコンを取り付けられる箇所が1か所しかなく、湿度が高くなりやすいということ、エアコンをつけていない高齢者世帯もあると聞きましたので、熱中症予防の観点からも、今後、網戸の設置、または網戸設置費用の補助など、ご検討をよろしくお願いいたします。

7つ目の質問について、村ではリース契約か買取りか、住宅の案内時に見学者に説明をしているとのことでしたので、トラブルを防ぐ意味でもよろしいかと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

8番目の答弁に対しては分かりました。

村営住宅は、生活弱者の利用のほかに、災害や火災などで一時的に避難で利用されるという話も聞きます。さらに、村へ移住してくる方も、まずは村営住宅に住むというケースもあるかと思います。浴槽の工事については大規模な事業費になることが予想されますので、定期的に国からの交付金など情報をチェックしていただき、先ほどの答弁にありました玉川村公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕の際に併せて網戸、浴槽など設置していただけるよう、どうぞご検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（小針竹千代君） これをもって、2番、堀越美保議員の一般質問を終わります。

ここで、玉一小の生徒の入替えのために5分間休議いたします。

（午前10時19分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

（午前10時24分）

◇ 岩 谷 幸 雄 君

○議長（小針竹千代君） 次に、5番、岩谷幸雄議員の発言を許します。

5番、岩谷幸雄議員。

〔5番 岩谷幸雄君登壇〕

○5番（岩谷幸雄君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、さきに通告してあります内容に従いまして、一般質問をしたいと思います。

大きな項目1、須釜支所及び須釜公民館の今後の在り方等について。

東部地区に、すがまプラザ交流センター及び玉川村須釜行政センターが整備され、旧須釜支所機能は須釜行政センターに移行されました。しかし、公民館機能はすがまプラザ交流センターに移行されず、須釜公民館だけが現在の場所に残されている状況であります。すがまプラザ交流センターが整備されたことで、須釜公民館の利用度も低くなっていると思いますが、利用頻度と維持管理費の費用対効果、使用されていないことで進む建物の老朽化など、

今後の須釜公民館の利活用方法を検討する時期に来ていると考えますが、今後の利活用方法等についてお伺いいたします。

①地域の交流施設として、須釜公民館がどのような団体に利用され、年間を通して何回程度利用されているのかお伺いします。

2点目、将来的にすぎまプラザ交流センターに須釜公民館の機能を移行し、すぎまプラザ交流センターのワンストップ化を進める考えはないかお伺いします。

3点目、奥平地区には商店等が多く、さらに旧須釜中学校校庭跡地を宅地分譲化される計画もあるため、須釜公民館を解体して、駐車場として地域の方々に利用してもらうのも一つの活用方法だと考えるが、そのような考えはあるかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 5番、岩谷議員のご質問にお答えいたします。

旧須釜支所及び須釜公民館の今後の在り方等についてであります。2点目のすぎまプラザ交流センターへの須釜公民館機能の移行につきましては、すぎまプラザの改修時に検討しましたが、建物の用途変更や大規模改修が必要となることから、断念した経緯があります。

なお、公民館機能を移行することについては、メリットやデメリット等を総合的に調査、研究し、現在利用されている団体や地域住民の皆様のご意見等も伺いながら、今年度を目途に将来的に望ましい在り方を検討してまいりたいと考えております。

3点目の須釜公民館敷地の駐車場としての利用につきましては、これまで庁内のプロジェクトチームにおいて、敷地も含め公民館全体としてどのように利活用するのが効果的なのか検討を行ってきておりますが、たまかわ文化体育館やすぎまプラザ交流センターなどの機能や利用状況なども踏まえ、様々な観点から総合的に調査、研究を行い、2点目でもお答えいたしました。今年度を目途に須釜公民館の望ましい利活用の在り方を検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、公民館長から答弁をさせますのでご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） お答えいたします。

1点目の須釜公民館の利用状況につきましては、令和5年度は地域の体操クラブが月に1

回程度、村、J A夢みなみによる会議が3回、その他団体で3回利用され、年間を通して計17回利用されております。

○議長（小針竹千代君） 5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 1点目から質問したいと思います。

須釜公民館の利用状況について、今、説明がございましたが、令和5年度の年間を通して計17回利用されているということですが、令和5年度以前の数値も分かれば教えてください。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） 令和5年度以前の状況について分かればということでのご質問でございました。

令和4年度の状況について、まずお話ししたいと思います。令和4年度の利用状況につきましては、年間11団体が利用しています。また、令和3年度につきましては113団体、令和2年度で112団体が利用しており、以上が令和4年度以前の3年間の状況でございます。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 以前の数値も少なかったり多かったりを繰り返し、時代背景があるからしょうがないといえましょうがないんでしょうが、そのような状況の中で、利用者が年々減少状況であるがゆえに須釜公民館の維持管理費用にどれだけの経費をかけているのか、現状のところを教えてください。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） 岩谷議員のご質問にお答えします。

現状、どれだけの費用をかけているのかというご質問でございましたが、令和6年度における予算の措置状況でございます。維持経費として約220万円ほど予算を確保している状況でございます。特に大きなものとしましては、電気料などの光熱水費、また農業集落排水の使用料、機械警備に係る委託料、その他消耗品や修繕費等で予算を確保しています。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 年々使用される回数が減っているのにもかかわらず、予算確保をこのように200万近くかけていること自体、ちょっと無駄ではないかと思うのでありますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えをいたします。

須釜公民館の利用の在り方につきましては、これまでも庁内にプロジェクトチームをつくりまして検討してきております。どういうやり方が一番村にとっていいのかという部分で検討してきておりますが、その中におきまして、確かに今220万程度の維持管理費がかかっているということにつきましては、無駄じゃないかというご指摘でございますが、そこは現時点でも利用される方がいますので、結論が出るまでにつきましては、そういう形で進めてまいりたいと思います。

そういう意味で、早急に須釜公民館、そしてすがまプラザの両方を見据えながら、どういう在り方が一番いいのかという部分につきましては、今年度末までに調査、研究をして答えを見いだしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 5 番、岩谷幸雄議員。

○5 番（岩谷幸雄君） 公民館は地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たし、また公民館は仲間同士が集う、学ぶ、結ぶことを促し、人づくり、地域づくりに貢献しているような状況であると思います。細く長くと申しますか、是々非々でこの辺は検討し、臨んでいただきたいというふうに思います。

次に、2 問目に進んでいきます。さきの答弁において、須釜公民館をすがまプラザ交流センターに移すためには、大規模改修が必要となり断念したとのことであるが、私は行政機能はできる限り 1 か所に集約するべきだと考えます。改修費用の件もありますが、須釜公民館機能移行について、再度検討するということによろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど 2 点目の答弁をさせていただいたとおりでございますが、まずはすがまプラザの改修時に検討したんですが、もともと中学校として使っていたものを不特定多数の用途として使う場合につきましては、用途の変更が必要になってまいりますし、用途の変更をするためには大規模な改修が必要となってくるということで断念した経緯があるというのは、先ほどの答弁のとおりでございます。

常に、公民館は公民館として、今設置してありますので、すがまプラザとセットで考える必要があるという認識を持っております。例えば、須釜公民館のほうにつきましては、売却するのか貸し出すのか、村が使う場合については、それをそのままの形で使っていくのか、機能をアップさせた形で使うのかなど、いろいろな方法が考えられると思いますので、これと

セットの中におきまして、すま Plaza 交流センターの中でどういう位置づけができるのかということも含めて、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、公民館機能をすま Plaza のほうに移行することに当たってのメリット、デメリットを我々的にも調査、研究してまいりますし、あとは実際、須釜公民館を利用されている団体の皆さんでしたり地域住民の皆様方のご意見をしっかりと伺いしながら、今年度末までにその在り方についてまとめてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 5 番、岩谷幸雄議員。

○5 番（岩谷幸雄君） ただいま村長が言われたようなことは、地域住民の方、現在使用される方にちょっと参考程度にお話はお伺いしてあります。できれば、こちらにある文化体育館、すま交流センター、どちらかに絞っていただけると、管理している、須釜公民館で今、管理者ってこちらから行かないと、ふだん人がいないと。そういう状況の中でちょっと使いづらいと。利用者が少ないのであれば、いずれかの方向でやむを得ないんじゃないのというお話がございます。

それを検討していただくことをお願いしまして、3 問目の質問に移りたいと思います。

庁内のプロジェクトチームにおいて検討しているとのことですが、検討の結果、現在の須釜公民館の建物を残すとの判断に至った場合、これまでになかった新たな活用方法も考えられると思います。例えば、これは公民館の条例を改正しなきゃできないことではありますが、例えば宿泊施設などに活用するとか。

私、中を見せていただきました。とても水回り関係、きれいでした。トイレもつい最近の洋式トイレであるし、調理場も清掃、きれいになっているし、上の和室は昔、図書館あったんだということもを見せていただきました。大講義室のところも、よく管理されている割には利用者が少ない。であれば、公民館としてでなく、これ条例外してもらわないとできないことではあるんですが、もっと親しみやすい、そういう宿泊施設なり、いろいろな方法があるかと思います。

その辺のことを、村長、お聞かせください。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えをいたします。

須釜公民館の利用方法につきまして、庁内にプロジェクトチームをつくっていろいろ検討してきております。その中でも、まだまだアイデアクラス案でありますけれども、例えば宿泊施設という部分につきましても、当然に出ている案であります。

ただ、例えば村といたしましては、これから人口減少対策に対応するために移住政策に力を入れております。そのためのお試し住宅という部分については、今、もう現在ありますので、それとの整合性はどうかとかですね。あと、実際に宿泊となった場合についての初期投資の部分でしたり、またその運営の仕方等々の課題もありますので、なかなか一歩前には進めていない状況になっております。

先ほども答弁させていただいたとおり、須釜公民館の部分につきましては、幾つかの方法論があるかと思います。1つは売却してしまうというのがありますし、売却しない場合につきましては、リースをしてどなたか手を挙げて借りたい人がいればお貸しする、有効に活用してもらうというのもあると思います。それじゃなくて、村として直接、皆様方に利用してもらうための方法としてどんなのがあるか。それらも含めて、どういう形が一番いいのかという部分について、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

場合によっては多くの皆様方にご意見を聞く、そういう場も必要だとは思っておりますので、とにかく村の施設でありますので、多くの村民の皆様方に有効に活用いただくことが一番だと思いますので、そういう方向に向けましてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 私もさきに通告してある中で、解体して駐車場にしたらどうだというようなぶっきらぼうな質問をさせていただきましたが、いずれにしろあそこに年間、これ予算だか実の経費なんだか、ちょっとその辺確認いたしませんでしたが、かけておくのであれば、もっと村民の皆様喜んでいただけるような施設、今、村長のほうから多分、下にある地域おこし協力隊の……違う、これは地ビールの方かな、小原さんのところのを今、改造して、そこに住まいを造ってという部分であろうとは思いますが。

でも、こちらはこちらとして、夏休み、冬休み等で学校の生徒らのそういうコミュニケーションを取る場、なかなか今、子供たちはお互いにおのおのでコミュニケーションを取る場が少ないんじゃないのかな。それを一堂にあそこに集め、玉一小、須釜小学校のそういうところをつくって利用させてあげてもいいのかなというふうに思いまして、意見いたしました。

また、そういうふうな状況の中で、次世代に利用価値の低い公共施設や過大な財産負担を継承させることなく、よりよい公共施設等の行政サービス機能を引き継いでいってほしいものだなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、5番、岩谷幸雄議員の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。10分間休憩いたします。

（午前10時48分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に続き、議案の審議に入ります。

本日の議案審議については、令和5年度各種会計決算に関する議案を除く議案第50号から議案第60号までの11議案について審議を行います。

（午前10時58分）

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第2、議案第50号 玉川村複合型水辺施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（添田孝則君） 以上、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 第6条なのですが、期間の設定が10年以内ということにしてあるんですが、今までだとこの期間はなかったはずなんですよ。なぜ今回、この期間に延ばしたのでしょうか。その理由をお聞かせください。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問にお答えいたします。

10年の期間というものなんですけれども、こちらの募集の段階、民間募集の段階で、10年間ということで公募しており、債務負担行為の設定も10年間としております。その設定のと
おりの期間という形で、条例上定めておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろ
しく願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ありませんか。

村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

10年の部分につきましては、この施設については何度かご説明させていただいております
が、最初、DBFO方式ということで、デザイン・ビルド・ファイナンス・オペレーション
ということで、設計、つくる段階から実際に運営を担う方に入っていただいて準備を進めて
まいりました。今、説明しましたとおり、債務負担行為の設定枠という部分についても10年
ということで設定させていただいておりますので、その間を一つのスパンという形で捉えて
おりますので、今回の事業につきましては10年間ということで募集もし、準備を進めてまい
りましたので、10年間という形にしております。

通常ですと5年とか何かということなので、ちょっと、はてと思ったのかもしれませんが、
考え方としてはそういう形で10年としております。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 第11条、指定管理者が村に支払うべき施設使用料は年間240万円とす
る。これは、以上もなければ以下もないという金額設定なんでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問にお答えいたします。

11条の240万円につきましては、当初、玉川村行政財産使用料条例に基づく使用料という
形で計算をしております。この240万円で、施設を運営できる企業を募集しておりますので、
240万円は指定管理期間の間は変えませんということになりますので、240万円という形で定
めております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） ほかに質問ありませんか。

11番、石井議員。

○11番（石井清勝君） 改めて質問をします。

今、岩谷議員が11条の年間240万の質問をしたんですけれども、その前に第9条、水辺の使用料に関わる条件、これ管理者が定めるとなっているんですけれども、例えば中に入る玉川村観光協会のほうはどういう形で入るのか、また観光協会のほうから使用料を取るのか、それを伺います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問にお答えいたします。

使用料につきましては、指定管理者が定めるということをこの条例で定めさせていただいております。ご質問の中の、村の観光物産協会が納めるようになるのかというところなんですけれども、こちらは一部、観光物産協会が使うエリアとして、玉川村としてそこは使いますというところがございますので、そこは無償で観光物産協会に使っていただきながら、玉川村のPR、または特産品の販売等をやっていただくということで考えておりますので、ご理解ください。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井議員。

○11番（石井清勝君） 観光協会は村のやつなんですけれども、正式に何社から使用料を取るか教えていただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） お答えします。

指定管理者に求めている自主事業の中で、テナント業務というものがございます。テナント業務の中で使用料を納めてもらうと、店舗側から使用料を納めるという形になります。会社としましては2社です。指定管理と同様のトークンオリエンスとあぶくまビールという形になります。こちら2社が納めるんですけれども、店舗としましては3店舗ございます。その中に、議員ご指摘の玉川村観光物産協会がもう一つ入るということで、4つという形になります。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第50号 玉川村複合型水辺施設の設置及び管理に関する条例の制定について
を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第3、議案第51号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第51号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） 以上、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） これからマイナンバーカードのほうに移行するということではございますが、これは何年頃から移行されるように、もう明日から、来年から……12月か。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 移行につきましては、附則にも書いてありますとおり令和6
年12月2日から移行となりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（岩谷幸雄君） 大変失礼しました。

それで、村民の方は皆さんマイナンバーカードは……

○議長（小針竹千代君） 岩谷議員、議長の指名を受けてから行ってください。

5 番、岩谷幸雄議員。

○5 番（岩谷幸雄君） マイナンバーカードなんですが、村民の方、100%いっているんでしょうか。もしいってない方がいれば、どのような処置をするんでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） ただいまのご質問でございますが、マイナンバーカードにつきましては、玉川村民の方はまだ100%とはなっておりません。よって、マイナ保険証に移行する方もまだ100%となっておりません。

したがって、今後、村としましては、現在使用しております被保険者証、こちらが10月1日から新しい保険証を発行しますので、その際にマイナ保険証への移行につきまして周知を行っていく考えであります。また、マイナ保険証がない方につきましても、新たに資格確認書を交付することとなりますので、それらで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第51号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第4、議案第52号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第52号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第5、議案第53号 玉川村指定金融機関の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

〔住民税務課長兼会計管理者 塩澤春美君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） それでは、議案第53号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） 本村の指定金融機関につきましては、現在、須

賀川信用金庫と夢みなみ農業協同組合の2つの機関において2年交代の輪番制で指定しているところではありますが、今回10月31日をもって須賀川信用金庫との契約期間が満了することから、新たに夢みなみ農業協同組合を指定いたしたく、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君）　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君）　討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第53号　玉川村指定金融機関の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君）　起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君）　日程第6、議案第54号　玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長　添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君）　それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。

〔朗　読・説　明〕

○企画政策課長（添田孝則君）　それでは、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小針竹千代君）　これから質疑を行います。

5番、岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 素朴な疑問なんですが、指定する施設の名称、玉川村複合水辺施設、これ多分、乙字亭のことを言っていると思うんですが、どうなのでしょう。後で名称変更するんですか。このまま。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 先ほど第50号でご審議いただいた条例で、名称のほうは第3条で定めさせていただいておりますので。

ちなみに、乙な駅たまかわという愛称にはなっていますが、条例上はこの施設名称、玉川村複合型水辺施設となっておりますのでご理解ください。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第54号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第7、議案第55号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） それでは、2点だけ伺います。

28ページの8土木費、1の道路維持費、工事費負担1,439万6,000円、これはどこの工事名
だか教えていただきたい。

それから、次のページの住宅管理費、これも修繕費、住宅修繕費、どこの何号棟か教えて
いただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、石井議員の再質問にお答えいたします。

28ページ、8土木費、1道路維持費、14工事請負費1,439万6,000円の中身でございますが、
こちらにつきましては、大きく分けて2点になりまして、村道維持補修工事でございます。
内訳としましては一般修繕補修分ということで、当初800万円を計上しておりましたが、当
初から村内各地の村道や道路側溝、河川の維持修繕をして対応してきましたが、村民懇談会
等での要望のほか、災害で7月の豪雨による修繕、また8月の台風による修繕などにつつま
して、対応分としまして665万4,500円が不足するということでございましたので追加要望し
ました。

また、村内各地、4月から主に村道、グレーチングの盗難ということで対応してございま
して、こちらの設置に係る費用339万9,451円を計上しております。また、再盗難を防ぐ対策
としましても、グレーチングが抜けにくくする等、購入した部分についてアンカーボルトに
より対応、抜け止め対策を講じるなどして再盗難を防ぐ意味で対策をしてございます。

29ページ、住宅管理費、10の需用費425万6,000円、修繕料の中身でございますが、こちら
岩法寺の村営住宅1から3号棟、受水槽のボールタップの交換並びに開山団地出入口上部修
繕、コンクリート壁が落下するおそれがあるということで、緊急的な修繕をするものでござ
います。

そのほかに住宅用リフォーム、こちらの分としましては160万円の計上で2部屋分の計上
等、全部で425万6,000円を計上しているということでございます。

以上です。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 34ページ、教育費ですが、3の野外体育施設費、村民グラウンドの管理備品159万4,000円の内訳をお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） 大羅議員のご質問にお答えします。

この150万につきましては、スポーツトラクターの後ろにつけて土をならすための装置を購入するということで、今回計上させていただきました。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 11ページですが、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金ということで884万7,000円が計上されておりますが、先ほどだと65歳以上ということなんですが、何人分として1人当たり、何人、幾らぐらいの予算として計上されてきているのでしょうか。

それと、もう一つですが、その下の衛生費県補助金なんですが、先駆的民間プログラム活用事業補助金ということで120万が上がっておりますが、これはどのようなプログラムでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、ただいまの林議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページは10ページの3衛生費国庫補助金の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の補助金ですが、こちらにつきましては、まず今回、対象者については、基本的には国の指針に基づきまして、接種日現在で65歳以上、さらにまた60歳から64歳の方で内部疾患で身体障害者手帳の1級を所持している方、これの方が年1回接種ということになります。

今回の国庫補助金につきましては、国のほうで示しているのが接種1回当たり1万5,300円という金額を示しております。こちらから自己負担額を引いて、さらに人数的な部分につきましては、村内の65歳以上が全部で2,132人おります。昨年の秋の新型コロナは大体60%ぐらい接種がありました。さらに、季節性のインフルエンザ、こちらが50%の接種率ということなので、今回、自己負担も出ることから50%の1,066人という形で予算のほうを計上しているところでございます。

したがって、基準額につきましては、接種1回当たり国の示した基準、さらに自己負担を除いて8,300円掛ける65歳以上の5割ということで、1,066人という形で今回計上しているところでございます。

続きまして、その下の部分の3の衛生費県補助金の先駆的民間プログラム活用事業補助金でございますが、こちらにつきましては、本村は国や県と比較しまして女性の肥満や運動習慣が少ない方の割合が高いため、生活習慣の改善や継続した運動習慣の定着を図るために、村民の健康増進に寄与することを目的としまして、民間のスポーツクラブに委託しまして生活習慣改善教室、こちらを実施することとしております。

対象者につきましては、特定保健指導対象者、または20歳から74歳のBMI 26以上の方を対象として全9回、体に関するセミナーや各種カウンセリング、運動プログラム、ヨガ、体幹トレーニング等を実施する予定となっております。こちら、定員が各25名で募集し、福島県の100%補助事業ということになっておりますので、委託料の120万円をそのまま計上しているところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようなので、討論を終わります。

これから議案第55号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第8、議案第56号 令和6年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第9、議案第57号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第10、議案第58号 令和6年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 6ページなのですが、営業費用の中の2番、配水及び給水費の中に材料費として6万円計上されておりますが、これはどのようなものとして計上したのでしょうか。内容を教えてください。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 林議員の再質問にお答えいたします。

6 ページ、2 目配水及び給水費、材料費の 6 万円の中身でございますが、こちらにつきましては水道配水管の漏水工事で修繕するために材料が必要になり、その材料代、パイプとパイプをつなぎ合わせるための継ぎ手材ということで 6 万円を計上しています。

以上です。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第11、議案第59号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第12、議案第60号 消防小型動力ポンプ積載車（軽車両）及び小型動力ポンプ売買契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号 消防小型動力ポンプ積載車（軽車両）及び小型動力ポンプ売買契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日11日及びあさって12日は委員会審議のため休会となります。9月13日に再開しますので、午前10時にご参集ください。

本日はこれで散会します。

（午後 零時08分）